

商品概要説明書

とくとく定期貯金（単利型）

（令和7年3月1日より適用）

商品名	・とくとく定期貯金
ご利用いただける方	・①年金受取口座をJ A上伊那に指定している個人(年金友の会会員) ・②年金予約者(年金プレリ्यूード倶楽部会員)
取扱期間	・令和7年3月1日から令和8年2月28日まで
販売対象	・当座性からの新規、定期性からの預け替えおよび、とくとく定期貯金プラスからの預け替え ・他の定期貯金商品との併用はできません。 ・J Aネットバンク、A T Mからのお預け入れはできません。
預入期間	・定型方式 1年、2年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなり、「スーパー定期貯金（単利型）」としての継続となります。
預入方法 （1） 預入方法 （2） 預入限度額 （3） 預入単位	・一括預入 ・①年金友の会会員 1,000万円(とくとく定期貯金プラスとの合算額) ・②年金プレリ्यूード倶楽部会員 500万円(とくとく定期貯金プラスとの合算額) ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1） 適用金利 （2） 利払頻度 （3） 計算方法 （4） 税金 （5） 金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金の店頭表示利率に「0.12%」を上乗せた利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、継続時の対象スーパー定期貯金（単利型）の店頭表示金利を適用します。 ・預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% ③ 預入期間が1年以上3年未満の場合 約定利率×70%

	・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：0265-72-6134）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	【中途解約について】 ・この定期貯金は原則として満期日前に中途解約することはできません。

※上記に記載のない事項については、「スーパー定期貯金（単利型）」と同様の取り扱いとなります。

※お取扱いは、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 上伊那